



SERIES TAINS 解体新書

情報公開法の制定から13年
-TAINSには開示された情報が満載-



朝倉 洋子 [目黒支部]

はじめに

平成13年、情報公開法が制定されてから、13年が経過しました。いま、TAINSの税法データベースで詳細検索を選び、「情報公開」と入力すると、5,773件もの情報が収録されています(平成26年3月24日現在)。

区分	件数
判決	281件
裁決	1,179件
通達	2,079件
相談事例	2,234件
計	5,773件

I 判決の概要

判決281件中201件は、後に税務大学のホームページに公表されていますが、残りは、最新の平成24年・25年判決のほか、刑事事件、徴収事件、地方税の事件などで、情報公開法によらなければ手に入れることができなかった情報、雑誌等にも掲載されなかった貴重な情報です。

II 裁決の概要

情報公開法によって入手した裁決1,179件中、42件は、その後、裁決事例集に収録され、公表された情報で、残りの1,137件が非公開裁決です。

非公開裁決の開示請求に当たっては、納税者の主張が認容された事例を中心に開示請求を行っておりますので、非公開裁決の認容割合は、現在66.8%となっています。裁決の結果は国税通則法102条1項により、関係行政庁を拘束しますから、調査の現場では納税者の権利救済のために活用され、大変、役に立っています。

III 通達

「その他」の税目に収録されている1,600件を超える内部通達の中には、国税通則法の改正以後劇的に変わった

税務調査関係の注目される情報が数多く収録されています。

昨年4月号の解体新書では、下記のとおり、税務調査手続に関する3件の情報の検索方法をお伝えしました。

- ①税務調査手続等の試行の先行実施について(平成24年3月26日 東京国税局長)
キーワード「先行実施」……→2件
- ②調査手続等に関する当面の事務実施要領(平成24年9月20日 国税庁長官)
キーワード「事務実施要領」……→13件
- ③税務調査手続に関するFAQ(平成24年11月 国税庁課税総括課)
税区分 その他、情報区分 通達
キーワード「FAQ」……→8件

その後、メールニュースでも逐次お知らせしているとおり、情報公開法に基づく開示請求の結果、引き続き新しい情報が下記のとおり数多く収録されています。

- ④「国内税に関する資料情報事務の事務提要の制定について」の一部改正について(事務運営指針)【事務手続編】平成25年6月26日
税区分 その他、情報区分 通達
キーワード「資料情報事務提要」11件
- ⑤「課税総括課情報第3号質問応答記録書作成の手引について(情報)」平成25年6月26日国税庁
税区分 その他、情報区分 通達
キーワード「質問応答記録書」2件
- ⑥「課税処分に応じた留意点」争点整理表作成のポイント等です。
税区分 その他、情報区分 通達
キーワード「課税処分留意点」→1件

次に最近収録された判決・裁決のうち、実務の参考になる事例を紹介します。

IV 最新判決の紹介

役員退職給与/任意団体のデータによる最高功績倍率3.0適用の可否 Z888-1778 東京高裁(棄却)(上告・上告受理申立て) H25-07-18 東京高裁判決

1. 事案の概要

この事件は、控訴人A社が、本事業年度中にA社を死亡退職したA社の元代表取締役甲に支給した役員退職給与の額を損金の額に算入して確定申告をしたところ、飯田税務署長から、役員退職給与のうち不相当に高額な部分の金額については損金の額に算入されないとして、更正処分等を受け、A社が、役員退職給与の額は相当であるとして、更正処分等の取消しを求めた事案で、東京高裁は、次のように判断して、原審の判断を維持し、A社の請求を棄却しました。

2. 裁判所の判断

そもそもTKCデータは、税理士及び公認会計士からなる任意団体であるTKC全国会が各会員に対して実施したアンケートの回答結果から構成されており、その対象法人はTKC全国会の会員が関与しているものに限定されている上、原告が用いた抽出基準は、その抽出対象地域について何ら限定することなく全国としており、日本標準産業分類の大分類とするものであって、原告の基幹事業であるとは認められない金融業・保険業が基幹の事業であることを条件としている上、中分類や小分類の存在を考慮しておらず、被告が用いる抽出基準に比べ対象地域及び業種の類似性の点において劣るものといわざるを得ず、TKCデータ同業類似法人の最高功績倍率である3.0倍を基礎とすべきであるとの原告の主張は採用することができない。

V 最新裁決の紹介

生保外務員が支払った販売促進費は、いわゆるバックリベートであり、領収証等の直接証拠はないが、具体的かつ客観的な複数の間

接証拠により支払の事実が推認され、かつ、業務関連性を有し、業務の遂行上必要であるものと認められるから、これを必要経費に算入することができるとした事例(一部取消し・棄却)
F0-1-528 H25-06-06
非公開裁決

1. 事案の概要

この事件は、生命保険外務員であった請求人甲が、生命保険契約者である法人の理事長に対して支払った現金を販売促進費として必要経費に算入し、所得税及び消費税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、この販売促進費には支払の事実が認められないとして、更正処分をしたという事案です。

2. 裁判所の判断

原処分庁は、販売促進費の支払は、保険業法300条1項5号で禁止されている行為であり、業務関連性があるものとは認められない旨主張する。

この点、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供は、保険業法で禁止されている行為であり、保険契約の締結又は保険募集業務の遂行上、通常かつ一般的に行われているとはいえないが、特に本件では、販売促進費には業務関連性及び必要性が認められるところ、業務の遂行上必要な経費であれば、それがたとえ違法ないし不正な支出であったとしても、別段の定めがない限り、必要経費への算入が認められるべきであって、本件のような支出について、所得税法上別段の定めがないことは明らかであることからすれば、原処分庁の主張は採用できない。

収録内容に関するお問合せは、データベース編集室へ
03-5496-1416

資金繰りでご相談があるんですが…

売上は順調に伸びている。もっと利益を出すためには、どうすればよいでしょう。

経営戦略を助けてくれる、いい業務パッケージはありませんか。

新規出店を計画している。大丈夫でしょうか。

来期の見通しが立たない。打開策はあるでしょうか。

経営提案できる会計事務所へ。MJSは強力プロフェッショナルツールACELINK NX-Proと顧問先業務システムとの連携で全面支援。

顧問先の目計化を効果的に推進するとともに、PDCAサイクルに沿った経営マネジメントが可能に。顧問先視点からの、真に実効性ある経営戦略提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ

小規模事業者 → 中小企業

顧問先 表計算入力 → 出納帳

「表計算出納帳」を会計事務所で作成し、顧問先へ入力

法人会計

(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かします)

経営のなにかにつけて、顧問先が頼りにするのは会計事務所です。

提案型会計事務所へ、MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK NX-Pro

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX-記帳くん、iCompass、MJS LINK NX-Pro、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

—地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦!—

MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル **0120-369-144** (平日9:00~17:30)

フリーファックス **0120-369-667**

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。 <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>

MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789